

総社市昭和地区英語特区に係るスクールバス等の運行に関する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第6号

総社市昭和地区英語特区に係るスクールバス等の運行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、昭和地区英語特区の学校への登校園を支援するために運行するスクールバス及びスクールタクシー（以下「スクールバス等」という。）に関することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 昭和地区英語特区の学校 総社市立昭和小学校，総社市立維新小学校，総社市立昭和中学校及び総社市立維新幼稚園
- (2) 児童生徒 学校教育法（昭和22年法律第26号）第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒
- (3) 幼児 学校教育法第26条に規定する幼稚園に入園することのできる者
- (4) 保護者 学校教育法第16条及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する者又はそれに代わる者として教育委員会が認めた者

(運行管理)

第3条 スクールバス等の運行及び管理は、総社市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

2 教育委員会は、運行業務及び管理業務の全部又は一部を委託することができる。

(運行区間等)

第4条 スクールバス等の運行区間は、JR総社駅からJR美袋駅又は昭和地区英語特区の学校までの間とする。

2 スクールバス等の運行経路、運行時刻及び停車場所は、乗車する児童生徒及び幼児（以下「児童」という。）の在籍する学校、学校の始業時間、道路状況等を勘案して教育委員会が別に定める。

(運行日)

第5条 スクールバス等の運行日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、当該運行日が次の各号に掲げる日に当たる場合は、運休とすることができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 総社市立学校管理規則（平成17年総社市教育委員会規則第8号）第3条の規定による学校の休業日
- (3) その他教育委員会が天災その他やむを得ない事由によりスクールバス等の運行上支障があると認めたとき。

(利用対象者)

第6条 スクールバス等を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 昭和地区英語特区の学校に在籍する児童のうち教育特区への就学又は就園を事由に、区域外就学、就学指定学校変更又は区域外入園を認められている者
- (2) 前号に定める者に付き添う保護者
- (3) その他教育委員会が必要と認めた者

(利用方法等)

第7条 スクールバス等を利用しようとする児童の保護者は、あらかじめ教育委員会に申請書を提出するものとする。

2 教育委員会は、前項の申請書の提出があったときは、その内容について審査し、利用の可否を決定するものとする。

3 教育委員会は、前項の決定をしたときは、その結果を申請者に通知するものとする。

4 教育委員会がスクールバス等の利用を認めた児童（以下「利用児童」という。）の保護者は、スクールバス等の利用を中止しようとするとき又は申請書の記載事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(利用者負担金)

第8条 教育委員会は、スクールバス等の運行に要する経費に充てるため、利用児童の保護者から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第224条の規定に基づき分担金（以下「利用者負担金」という。）を徴収する。

- 2 利用者負担金の額は、利用児童1人につき、利用日数にかかわらず、月額2,000円（スクールバス等を運行する月に限る。）とする。ただし、JR美袋駅から乗車する利用児童は、無料とする。
- 3 利用者負担金は、教育委員会が指定する期日までに、利用児童の保護者が納入しなければならない。
- 4 納入された利用者負担金は還付しない。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(乗車等の制限)

第9条 教育委員会は、利用児童又は利用児童の保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、その乗車を拒み、又は降車させることができる。

- (1) 前条に定める利用者負担金を納期までに納入していないとき。
- (2) 利用児童が幼児であって、かつ、単独で乗車しようとするとき。ただし、教育委員会が認めるときは、この限りでない。
- (3) スクールバス等の運行の安全確保及び車内の秩序の保持のために行う運転手等の指示に従わないとき。
- (4) その他スクールバス等の運行上支障があると認められるとき。

(損害賠償の義務)

第10条 利用児童及び利用児童の保護者は、その責めに帰すべき事由により、スクールバス等の設備等を損傷し、汚損し、又は滅失させたときは、教育委員会の指示するところにより当該設備等を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 スクールバス等の運行の準備に関する行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(検討)

- 3 教育委員会は、この条例の施行の日から1年を目途として、スクールバス等の運行状況等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。